

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会設置要綱

1. 目的

厚生労働省は、食品衛生法に基づき、組換え DNA 技術応用食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）の安全性審査を行っている。しかしながら、近年、遺伝子組換え食品等への該当性をより慎重に検討すべきゲノム編集技術のような新しい技術を用いた食品等も開発されており、こうした食品等の遺伝子組換え食品等への該当性の判断を行うことが求められている。

そのため、遺伝子組換え食品等に該当する食品等の範囲等及び該当性の判断基準等について専門的・科学的な検討を行うことを目的として、食品衛生分科会規程第3条に基づき、新開発食品調査部会の下に「遺伝子組換え食品等調査会」を設置する。

2. 審議事項

- (1) 遺伝子組換え食品等に該当する食品等の範囲及び該当性の判断基準等の整理
- (2) ゲノム編集技術応用食品及び添加物（以下「ゲノム編集技術応用食品等」という）の遺伝子組換え食品等への該当性判断
- (3) その他遺伝子組換え食品等及びゲノム編集技術応用食品等の安全性確保に関する事項

3. 組織

- (1) 調査会の委員は、部会等の委員、臨時委員及び専門委員の中から分科会長が指名する委員をもって構成し、互選により座長を選出する。
- (2) 審議にあたっては、議題の内容等に応じて、座長の判断により他の委員又は参考人に出席を求めることができる。
- (3) 調査会における審議結果については、適宜、新開発食品調査部会へ報告することとする。

4. 事務局

調査会の事務は、医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室が行う。

5. その他

この要領に定めるもののほか、調査会の運営に関して重要な事項は、座長が定めることができる。

(令和元年9月13日)